

選定療養費は医療費控除の対象か？ 個別事情を検討して判断することに

選定療養費とは、「初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院（200床以上）で行なう」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度。例えば、他の保険医療機関等からの紹介状を持たないで直接来院された人は、選定療養費として、初診に係る費用を一定額支払わなければならない。

主な選定療養には、いわゆる差額ベッド代や歯科の金属材料差額、200床以上の病院の初診、一定期間後の再診などがある。紹介状がない場合の大病院の初診や差額ベッド代、時間外診療などは、健康保険法における「選定療養」とされているようだ。

そこで、この選定療養費は医療費控除の対象になるのかどうか疑問が生じるところだ。

例えば、頭痛がして大学病院でMR I検査を受けるなど、医師による診察等を受けるために支払う選定療養費は、費用として医療費控除の対象になる。医療費控除の対象となる医療費は、「診療又は治療等の対価のうち通常必要であると認められるもの」とされている。選定療養費とされるものの中にはこれに該当しないものも含まれる可能性があるため、個別の事情を検討して判断する必要がある。

なお、病院で紹介状を作成してもらった費用は、紹介先医療機関での治療に必要な費用であること、厚生労働省が規定する診療情報提供料に該当することなどを理由として医療費控除の対象になると判断されている。

4人に1人、社外取締役 7270人 複数選任求める「企業統治指針」

2015年8月は、当時の日本経済新聞の見出しを借りると「東芝、社外取締役を4人から7人に」といった新たな「企業統治指針」（コーポレートガバナンス・コード）がスタートして3ヶ月が過ぎた時期で、いわば「企業統治元年」ともいえるエポックだった。同年6月に導入された企業統治指針は「経営の監督役」として独立性の高い社外取締役の「複数選任」を求めている。持ち合い株の保有や買収防衛策を続けるには「合理的な理由」が必須となった。10年以上も粉飾決算を続けてきたオリンパスには3名の社外取締役がいたが飾りに過ぎなかった。東芝不正会計問題では三菱ケミカル、アサヒビール、資生堂などの現職・元経営者ら7人が問題後に社外取締役に加わってい

る。

新たな「指針」から1年数ヶ月が経過した今年8月現在、東証のデータによると上場企業の社外取締役は7270人を超え、取締役のうち4人に1人が「社外」で選任されていることになる。社外取締役を2人以上選任する企業は7割に達し、いうまでもなく独立性の高い彼らの役割は「株主目線」で経営の監視をする役目を負うことである。しかし、社外取締役の選任ルールでは同業者の選任は禁止。地縁や血縁、学閥（後輩や友人）となると馴れ合いは避けられない。注目されるのは大学教授や元高級官僚、弁護士だ。確かに監督官庁好みではあるが経営のプロではなく、人材不足・適性を危ぶむ声はなくならないのが現状である。